

3) 妊娠出産包括支援事業の取り組みについて

(1) 産前産後サポート事業(産後の電話相談事業)

① 対象者および事業実施時期

草津市に住民票のある平成28年6月1日以降に出産した産婦を対象に産後1週間から1か月程度の時期に助産師が産後の電話相談を実施する。

② 取り組み状況

平成28年12月末現在								
出産月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
電話相談対象者数	94	117	98	103	96	73	68	649
電話対応数	89	114	91	97	88	66	44	589
不在対応数	5	3	7	6	8	7	0	36
相談実施率(%)	94.7	97.4	92.9	94.2	91.7	90.4	64.7	

・睡眠・休息、身体不調、授乳についての相談が多い

③ 課題

産後の電話相談時に医療機関の取り組みに関する情報を把握していないため、母に十分な情報提供ができない。母に様々な情報提供ができるよう産院での取り組み(母乳外来、健診、育児相談等)に関する把握が必要になってくる。電話相談で把握した母子の状況を産科医療機関にフィードバックしていく必要がある。

④ 今後の取り組み

産後の電話相談時に母に十分な情報提供ができるよう、地域の資源として産院での取り組み(母乳外来、健診、育児相談等)について把握していく。

(2) 産後ケア事業

① 対象者とサービス内容

産後4か月未満の母子で家族等から十分な家事・育児の援助が受けられない心身に不調があるまたは育児不安がある人に産科医療機関での宿泊サービス、助産師による訪問サービスにより、健康面の相談や休養、授乳や育児に関する相談、助言などのケアを受ける。

② 利用実績

							単位:人
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
宿泊サービス	0	0	0	1	1	0	2
訪問サービス			1	1	1	3	6

③ 利用者の年齢層

	～30歳	31～34歳	35～39歳	40歳～
宿泊サービス	0	0	2	0
訪問サービス	1	2	3	0

④ 課題

当初予定していた利用者数よりも利用者数が少なく、産後ケア事業が市民に周知された上での利用者数なのか、事業の周知不足から利用につながっていないのか把握が必要である。潜在的に産後ケア事業が必要としている人がいるため、事業の啓発や利用しやすくするための方策が必要である。

⑤今後の取り組み

産後ケア事業が十分に市民に周知されているか、利用につながらない理由等の状況を把握し、今後の事業の啓発方法などを検討していく。(小児科、歯科医院のポスター掲示)